

(仮称) 深谷通信所跡地墓園整備事業 配慮市長意見 (案)

○全般的事項

- ・配慮事項に対する配慮の内容を適切に事業計画に反映させるとともに、検討するとしている事項については、各々の検討状況を方法書に記載してください。
- ・今後の事業の進展においては、本市の最新の計画等と整合を図るなど、適時、適切な配慮内容となるよう努めてください。
- ・「(仮称) 深谷通信所跡地公園整備事業」と連携し、それぞれの事業特性を踏まえながら、具体的な土地利用のあり方等について調査審議できるよう、市民に分かりやすく統一感がある優れた図書の作成に努めてください。

配慮指針に掲げられている配慮事項	選定	事業者が配慮書で記載した配慮の内容 (概要)	配慮市長意見 (案)
<p>(1) 【周辺環境への影響、生物の生息生育環境の保全や温暖化対策への配慮】</p> <p>計画地の選定や施設配置等の検討に当たっては、地形や周辺の土地利用状況等を踏まえ、周辺環境への影響を少なくする。</p> <p>「生物多様性横浜行動計画」等に基づき、生物の生息生育環境の保全や景観機能等を考慮し、まとまりや連続性のある農地・樹林地、源流域、貴重な動植物の営巣・生育地等の分断、改変を避ける。</p> <p>また、低炭素型まちづくりを進めるため、「横浜市地球温暖化対策実行計画」等に基づき、温室効果ガスの排出削減を事業のあらゆる場面で実施するように計画段階から検討する。</p>	○	<p>【上位・関連計画に基づく環境配慮】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「生物多様性横浜行動計画」や「横浜市地球温暖化対策実行計画」等に併せて、以下の上位・関連計画に基づき、環境への配慮を行う。 ① 『横浜市中期4か年計画 (平成30年10月)』 ② 『横浜市水と緑の基本計画 (平成28年6月)』 ③ 『横浜市都市計画マスタープラン泉区プラン (平成28年11月)』 ④ 『横浜市環境管理計画 (平成30年11月)』 <p>【施設配置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公園事業の計画と連携しながら、太陽光や風力等の再生可能エネルギーの活用等、環境保全と資源の循環を視野に入れた施設整備を目指す。 <p>【生物環境の保全】【温室効果ガスの削減】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公園事業の計画と連携しながら、自然豊かな環境づくりを目指すとともに、樹林地や広々とした原っぱ、四季折々の草花が楽しめる広場等、多様な環境を創出する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・草地を含んだ緑地計画について検討し、方法書以降の図書で示すとともに、事業計画区域内外の生態系に配慮するよう努めてください。 ・<u>通過道路となる県道402号 (阿久和鎌倉) について、草地環境の保全の観点からも、将来、外周道路への付け替えを含めて検討してください。</u>
<p>(2) 【環境資源等の現況把握】</p> <p>計画地及びその周辺の自然環境、社会文化環境等についての情報を収集し、環境資源等の現況把握を行う。</p>	○	<p>【現況把握】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画段階配慮書の作成を通じて、自然環境、社会文化環境等についての情報を収集し、現況の把握に努めた。 ・事業計画区域及びその周辺の樹林地の自然環境を一体的に保全、活用するとともに、拠点となる公園の整備や、幹線道路の街路樹の軸により、水と緑の回廊の形成を目指し、公園事業の計画と連携しながら、それらに配慮した計画とする。 ・住環境が整った区域内での作業となることから、周辺住居に配慮した計画とする。 	なし
<p>(3) 【計画段階からの安全な工法等の検討、市民への情報提供】</p> <p>工事計画の策定に当たっては、計画段階から安全な工法や工程等を検討し、市民への情報提供に努める。</p>	○	<p>【工法・工程】【市民への情報提供】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全な工法や工程を採用し、市民への情報提供に努める。 ・土壌汚染対策について、法令に基づき適切な対応を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・工事中における歩行者や暫定利用者等を考慮し、安全対策について検討してください。 ・各施設の部分供用が検討されていることから、利用者等の安全や快適な利用環境に配慮した工事計画とし、その上で利用者等への適切な情報提供に努めてください。
<p>(4) 【環境形成に関する法令等の遵守】</p> <p>環境負荷低減や、水とみどりの環境形成に関する法令や条例、指針等を遵守する。</p>	○	<p>【法令等の遵守】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境負荷の低減や水とみどりの環境形成に関する法令や条例、指針等を遵守した計画とし、周辺環境に配慮する。 	なし
<p>(5) 【緑化等による生物の生息生育環境の確保、生物多様性の保全と創造】</p> <p>建物屋上や壁面、調整池などの工作物、敷地の緑化を図り、生物の生息生育環境の確保に努める。緑化に際しては、郷土種中心の多様な植物の植栽や、表土の保全・活用など、生物多様性の保全と創造に努める。</p>	○	<p>【生物の生息生育環境の確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建物 (管理棟等) 周辺を緑化し、生物の生息生育環境の確保に努める。 <p>【生物多様性の保全と創造】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公園事業の計画と連携しながら、自然豊かな環境づくりを目指すし、樹林地や広々とした原っぱ、四季折々の草花が楽しめる広場等の多様な環境を創出する。 <p>【緑化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・郷土種中心の多様な植物の植栽に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・草地を含んだ緑地計画について検討し、方法書以降の図書で示すとともに、事業計画区域内外の生態系に配慮するよう努めてください。 ・<u>【(1)の再掲】</u> ・<u>ビオトープや野鳥観察池等を配置する場合は、生き物と人との距離を確保するように配慮してください。</u> ・<u>建物や駐車場の緑化を検討してください。</u>

配慮指針に掲げられている 配慮事項	選定	事業者が配慮書で記載した 配慮の内容（概要）	配慮市長意見（案）
(6)【エネルギー使用の合理化、再生可能エネルギー等の活用】 高性能な省エネルギー型機器の導入などによりエネルギー使用の合理化を図る。また、太陽光発電設備などの再生可能エネルギーや、廃熱の有効利用などの未利用エネルギーの積極的な活用に努める。	○	【エネルギー使用の合理化】 ・建物（管理棟等）や照明等に省エネルギー型機器の導入を検討する。 【再生可能エネルギー等の活用】 ・太陽光、風力等の再生可能エネルギー施設については、公園事業の計画と併せて導入を検討する。	・災害時における電力を確保するための蓄電池の導入等の <u>防災機能の充実を図ってください。</u>
(7)【グリーン購入、グリーン電力の導入】 建設資材や設備等の確保に際してはグリーン購入を図るとともに、調達可能な場合はグリーン電力の導入に努める。	○	【グリーン購入、グリーン電力の導入】 ・建設資材や設備等の確保に際してはグリーン購入を図るとともに、横浜型グリーン電力入札制度に基づきグリーン電力の導入に努める。	・積極的にグリーン購入及びグリーン電力導入に努めてください。
(8)【ヒートアイランド現象の抑制】 微気候に配慮し、人工排熱の抑制や緑化、保水性舗装、遮熱性舗装などの採用により、ヒートアイランド現象の抑制に努める。	○	【保水性舗装等】 ・駐車場や園路等の整備に当たっては、耐久性の確保を前提としつつ、保水性舗装や遮熱性舗装などの採用についても検討する。	・建物や駐車場の緑化を検討してください。 【(5)の再掲】 ・グリーンインフラについて、具体的な内容を方法書以降の図書で示してください。
(9)【周辺建物との連続性、後背地との調和】 街の個性や街並みの特徴を把握し、建物外観の色彩や材質、建物の形態・高さ等について、周辺建物との連続性や後背地との調和を図る。	○	【景観】 ・建物（管理棟等）について、周辺の景観と調和（色彩、材質、形、高さ）したものとなるよう、検討する。 ・「横浜市景観計画」が目指す良好な景観の形成に資するよう、緑化に配慮する。	なし
(10)【交通集中の回避、歩行者の安全・利便性への配慮】 駐車場整備に当たっては、充電器等のインフラ整備に努めるとともに、配置等については極力交通集中の回避や、歩行者の安全及び利便性に配慮する。	○	【駐車場整備・配置】 ・横浜市墓地等の経営の許可等に関する条例等に従い、彼岸等の墓参のピーク時にも対応できる規模とする。 ・交通集中を回避し、利用者の利便性を配慮し、適切な規模の駐車場を分散して整備する。 【充電器等のインフラ整備】 ・駐車場内における電気自動車の充電設備等のインフラ整備を検討する。 【歩行者の安全】 ・歩行者の安全に配慮し、可能な限り園路は歩車分離とする。	・駐車場については、位置及び規模を方法書以降の図書で示してください。 ・利用者に対する公共交通機関の利用促進を図ってください。
(11)【光害や騒音等への配慮】 光害や騒音等の影響を少なくする。	○	【光害・騒音対策】 ・「光害対策ガイドライン（環境省）」等を踏まえ、周辺に悪影響を及ぼさない照明計画とする。 ・供用時の夜間照明は最低限の照度とし、配光を検討する。 ・供用時に多くの人が集まる可能性がある駐車場等に起因する騒音や照明に対しての対策として、周辺地域から離れたやや中央寄りに施設を配置し、影響を低減する。 ・工事の施工中においては、仮囲いの設置、作業量の平準化、工事用車両の規制速度の遵守、アイドリングストップの実施等の対策を実施する。 ・供用時の駐車場に出入りする自動車に対し、法定速度の遵守とアイドリングストップの実施、空ぶかしの禁止を呼びかけ、騒音の発生を極力抑える。	なし
(12)【施設の移転、文化財の消滅・移転、地域分断の回避】 地域の住民に親しまれた施設の移転、文化財の消滅・移転及び地域の分断を避ける。	○	【施設の移転、文化財の消滅・移転の回避】 ・事業計画区域内には史跡・文化財は存在しないが、特徴である円形形状を残す等、歴史を継承する。 ・米軍施設跡地であったことから、埋蔵文化財の調査が不足しているため、工事前に埋蔵文化財の試掘調査を実施し、発掘された場合は文化財保護法に従い対応する。	・埋蔵文化財の調査を適切に行い、新たな文化財が発見された場合には適切な対応を行ってください。
(13)【周辺地域の地下水涵養機能への配慮】 雨水浸透施設の設置や緑化、湧き水の保全により地下水の涵養を図る。	○	【地下水の涵養】 ・樹林地の保全、雨水浸透施設、雨水流出抑制施設（雨水調節池）の設置や緑化、駐車場や園路等への透水性舗装の導入等により地下水の涵養に配慮した計画を検討する。	・水路の扱いについて検討するとともに、地下水涵養機能に配慮してください。 ・グリーンインフラについて、具体的な内容を方法書以降の図書で示してください。 【(8)の再掲】

配慮指針に掲げられている 配慮事項	選定	事業者が配慮書に記載した 配慮の内容（概要）	配慮市長意見（案）
<p>(14) 【廃棄物の3R、雨水の有効利用】 廃棄物等の発生抑制、再使用及び再生利用を図るとともに、雨水の有効利用に努める。また、工作物の長寿命化に努める。</p>	○	<p>【廃棄物の抑制等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事の実施に当たっては、コンクリート廃材や建設汚泥等の建設廃棄物の発生抑制、減量化及び資源の循環的な利用促進に努める。なお、再使用、再生利用できないものについては、適正に処理を行う。 ・「第7次横浜市産業廃棄物処理指導計画」の取組みを推進し、木材代替型枠やリサイクル材等のエコマテリアルの積極的な活用を検討する。 ・建設発生土は、場内再利用に努める。 <p>【雨水の有効利用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・トイレ洗浄水等への利用等の可能性について検討する。 <p>【工作物の長寿命化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期的な点検とメンテナンスを適切に行うことで、長寿命化に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・工作物の施工、改修に当たっては、長寿命な材料、材質を選択し、点検しやすい構造にする等、工作物の長寿命化に努めてください。
事業特性及び地域特性を踏まえ追加した 配慮事項	選定	事業者が配慮書に記載した 配慮の内容（概要）	配慮市長意見（案）
<p>(15) 【土壌汚染への配慮】 既存の調査で一部区域に土壌汚染が発生していることが報告されていることから、環境へ影響を及ぼさないようにこれを処理する。</p>	○	<p>【土壌汚染の対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土壌汚染対策法に基づく形質変更届出区域に指定されているため、法令等に基づき適切な対応が図られるよう関係機関等と協議を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・土壌汚染が存在する場合には、関係機関等と協議を行い、適切に対応するとともに、具体的な対策について方法書以降の図書で示してください。
<p>(16) 【最終処分場跡地への配慮】 既存の調査で最終処分場跡地が確認されていることから、環境へ影響を及ぼさないように対応する。</p>	○	<p>【最終処分場跡地の対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最終処分場跡地の上部利用はできる限り形質変更を行わない計画とするが、盛土や掘削を行う場合は「横浜市最終処分場跡地利用に係る指導要綱」に基づいて、生活環境に支障が生じないように安全を確認した上で施工する。 ・1m以上の盛土や掘削を行う場合は、環境省の「最終処分場跡地形質変更に係る施工ガイドライン」を遵守した適切な対応を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施区域内に最終処分場跡地があるため、<u>関係機関と協議を行い、特に環境へ影響を及ぼさないように対応するとともに、具体的な対策について方法書以降の図書で示してください。</u>
<p>環境情報提供書の概要【総数1件】</p>	<p>敷地内に整備が計画されている「雨水流失抑制施設」に貯水した水を乾季に“わきみずの森”に供給する仕組みなど、洪水防止と湧き水の増加を兼ねる施設の計画をお願いします。</p>		